

スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費 補助金交付等要綱の制定について

〔 3 農 産 第 1 8 7 6 号
令和 3 年 12 月 21 日
農林水産事務次官依命通知 〕

この度、スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業について、スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金交付等要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

以上、命により通知する。

スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金交付等要綱

農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知
制 定 令 和 3 年 12 月 21 日 付 け 3 農 産 第 1876 号

(趣旨)

第1 新型コロナウイルス感染症は、我が国の経済・社会に大きな影響を及ぼしており、国民に食料を安定供給し、地域の経済やコミュニティを支え、その営みを通じて、国土の保全などの役割を果たしている農林水産業に対しても影響を与えている。この影響も踏まえ、拡大することが見込まれている海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応していくため、より一層、生産基盤を強化し、農林水産業の生産性向上を目指していく必要がある。そのような中、先端技術であるスマート農林水産業については、慣行技術と比較して労働時間が削減されるなど強い生産基盤の構築に資する一定の効果があることが確認できたものの、機械費が高くなるなど経営費が嵩むといった傾向が見られることから、スマート農林水産業の全国展開に向けては、生産現場での効果を実証されてきている機械をより低コストに導入していくことが求められている。このことから、農林水産業支援サービス事業者が行う技術導入や、農林漁業者等が行うスマート機械等の共同購入・共同利用、生産条件に合わせた機械のカスタマイズなどの取組等を支援することで、多様な生産条件下において、機械等の稼働率の向上と価格低減による、低コストなスマート農林水産業の全国的な導入を推進し、農林水産業の生産性向上を図る。

(通則)

第2 スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(事業の内容)

第3 本事業は、別表ⅠのⅠのスマート農業の全国展開に向けた導入支援事業、同表Ⅱのスマート畜産業の全国展開に向けた導入支援事業、同表Ⅲのスマート林業の全国展開に向けた導入支援事業及び同表Ⅳの水産業のスマート化推進支援事業の4種類の事業（以下「補助事業」

という。)を実施する。実施する事業の種類及び内容並びに事業実施主体は、別表 1 に掲げるとおりとする。

(流用の禁止)

第 4 別表 2 の区分の欄に掲げる I から IV までの事業に係る経費、I の事業における経費の欄に掲げる事業費と附帯事務費の相互間における経費の流用をしてはならない。

(事業の採択)

第 5 事業の採択基準については、農産局長、畜産局長、林野庁長官又は水産庁長官（以下「農産局長等」という。）が別に定める。なお、本事業の実施に当たって事業実施主体が設定する成果目標の内容、達成すべき成果目標の基準及び目標年度（以下「成果目標等」という。）については、農産局長等が別に定めるところによる。

(事業の実施)

第 6 事業実施主体は、農産局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、第 8 第 1 項に規定する交付申請書に添付するものとする。

2 事業実施計画の変更（別表 2 に定める重要な変更に限る。）については、農産局長等が別に定めるところにより行うものとする。

3 本事業の着手については、農産局長等が別に定めるところにより行うものとする。

4 事業実施主体は、事業実施計画で設定した成果目標等の達成状況について、農産局長等が別に定めるところにより、事業実施状況報告書を作成し、報告するものとする。

(交付の対象及び補助率)

第 7 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県知事及び民間団体等（以下「補助事業者」という。）が行う補助事業を実施するために必要な別表 2 に掲げる経費について、成果目標等の設定状況等に応じ、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表 2 に定めるところによる。

(申請手続)

第 8 交付規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号に定める交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を別表 2 の区分の欄に掲げる事業ごとにそれぞれ対応した交付決定者の欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において

当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第9 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者（別表2の区分の欄のⅢに掲げる事業においては林野庁長官、区分の欄のⅣに掲げる事業においては水産庁長官と読み替えるものとする。）が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第10 交付決定者は、第8第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11 補助事業者は、第8第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第10の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

第12 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、交付決定者に届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適切である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号に定める契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第13 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費等の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第14に規定する軽微な変更を除く。

(2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。ただし、第14に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて交付決定者の承認を受けることができる。

3 交付決定者は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、

又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第 14 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表 2 の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第 15 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 4 号に定める遅延届出書を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(概算払)

第 16 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 5 号に定める概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長、林野庁にあっては林野庁長官、水産庁にあっては水産庁長官をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(遂行状況報告)

第 17 補助事業者は、補助金の交付決定に係る当該年度の 12 月 31 日現在において、別記様式第 6 号に定める事業遂行状況報告書を作成し、状況報告時点日の翌月末までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、第 16 第 1 項の規定により別記様式第 5 号に定める概算払請求書を提出した場合又は第 18 第 1 項の規定により別紙様式第 7 号に定める実績報告書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に規定する時期のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第 18 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 7 号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第 13 第 1 項第 3 号による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 か月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）まで

- に、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。
 - 3 第8第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 4 第8第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号に定める消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第19 交付決定者は、第18第1項の報告を受けた場合には、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 交付決定者は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第20 補助事業者は、第19第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合には、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第18第1項に準じて提出するものとする。
- 2 交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第19第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
 - 3 第19第2項及び第3項の規定は前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第 21 交付決定者は、第 13 第 1 項第 3 号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 10 の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 交付決定者は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付については、第 19 第 3 項の規定（括弧書きを除く。）を準用する。

(財産の管理等)

第 22 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 23 取得財産等のうち、適正化法施行令第 13 条第 4 号の各省各庁の長が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その

内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第8第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第10の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。

- （1）担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
 - （2）本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと
- 5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部若しくは一部を国に納付することを条件とすることがある。

（補助金の経理）

第24 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号に定める財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項及び第25に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（補助金調書）

第25 補助事業者が地方公共団体の場合にあつては、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号に定める補助金調書を作成しておかなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第26 補助事業者は、第8第1項の規定による交付の申請、第11の規定による申請の取下げ、第13第1項及び第2項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第16第1項の規定による概算払請求、第17第1項の規定による状況報告、第18第1項の規定による実績報告、同第3項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告及び第23第3項の規定による財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）を使用する方法により行うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、eMAFFにより提供する様式によるものとする。
- 3 交付決定者は、第1項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示及び命令については、eMAFFを使用する方法によることができる。

- 4 補助事業者が第2項の規定により交付申請等を行う場合は、eMAFF のサービス提供者が別に定める eMAFF の利用に係る規約に従わなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

第27 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第12から第25までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要領(スマート農業の全国展開に向けた導入支援事業実施要領(令和3年12月21日付け3農産第1877号農林水産省農産局長通知)、スマート畜産業の全国展開に向けた導入支援事業実施要領(令和3年12月21日付け3畜産第1201号農林水産省畜産局長通知)、スマート林業の全国展開に向けた導入支援事業実施要領(令和3年12月21日付け3林整研第162号林野庁長官通知)及び水産業のスマート化推進支援事業実施要領(令和3年12月21日付け3水推第1202号水産庁長官通知)を総称する。以下同じ。)に従うべきこと。

(2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、補助事業者の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が交付申請書に記載してある場合は、次に掲げる条件の全てを満たすときに、補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

2 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

3 補助事業者は、第1項第2号の承認をしようとする場合は、あらかじめ交付決定者の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、同号ただし書の場合にあっては、第10による交付決定の通知をもって同号ただし書に定める条件を付すことを条件に交付決定者の承認を受けたものとする。

4 補助事業者は、第1項第3号の規定により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

5 前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金

相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

- 6 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(その他)

第28 本事業の実施等につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、農産局長等が別に定めるところによる。

- 2 本事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

附 則

この要綱は、令和3年12月21日から施行する。

別表1（第3関係）

事業の種類	事業メニュー	事業の内容	事業実施主体
I スマート農業の全国展開に向けた導入支援事業			
1 農業支援サービス導入タイプ	<p>(1) 農業支援サービス導入タイプ</p> <p>(2) 技術カスタマイズ支援タイプ</p> <p>(3) 専門人材育成等支援タイプ</p>	<p>農業支援サービスの提供を目的とした機械の導入。</p> <p>事業メニュー(1)の取組を実施する際の、営農条件を踏まえた機械のカスタマイズ。</p> <p>事業メニュー(1)の取組を実施する際の、スマート農業技術を扱う専門人材の育成や機械をより効率的に稼働させるための取組。</p>	農業支援サービス事業者（農産局長が別に定める場合に限る。以下同じ。）
2 一括発注タイプ	<p>(1) 一括発注タイプ</p> <p>(2) 技術カスタマイズ支援タイプ</p>	<p>機械の一括発注により、農機具店等の機械調達先との価格交渉を通じて、機械の導入価格を低減させる取組。</p> <p>事業メニュー(1)の取組を実施する際の、営農条件を踏まえた機械のカスタマイズ。</p>	コンソーシアム等（農産局長が別に定める場合に限る。以下同じ。）
3 共同利用タイプ		複数の農業者等による機械の共同利用。	農産局長が別に定める者
II スマート畜産業の全国展開に向けた導入支援事業			
1 畜産支援サービス導入タイプ	<p>(1) 畜産支援サービス導入タイプ</p> <p>(2) オペレーター等支援</p>	<p>畜産支援サービスの提供を目的とした機械機器等の導入。</p> <p>事業メニュー(1)の取組を実施する際の、スマート農業技術を扱う専門人材の育成や機械機器等をより効率的に稼働させるための取組。</p>	畜産局長が別に定める者
2 一括発注タイプ		機械の一括発注により、機械調達先との価格交渉を通じて、機械機器等の導入価格を低減させる取組。	畜産局長が別に定める者

3 共同利用タイプ		複数の畜産業者等による機械機器等の共同利用。	畜産局長が別に定める者
Ⅲ スマート林業の全国展開に向けた導入支援事業			
1 林業支援サービス導入タイプ	(1) 林業支援サービス導入タイプ (2) オペレーター支援	生産性や安全性の向上を図るためのスマート林業技術等の導入と導入技術の普及に向けた取組への支援。 事業メニュー(1)の取組を実施する際の、スマート林業技術等を扱う専門人材の育成のために行う取組への支援。	林野庁長官が別に定める者
2 一括発注タイプ	(1) 一括発注タイプ (2) オペレーター支援	スマート林業技術等に係る機械等の一括発注により、機械等調達先との価格交渉を通じて、機械等の導入価格を低減させ、生産性や安全性の向上を図るためのスマート林業技術等の導入と導入技術の普及に向けた取組への支援。 事業メニュー(1)の取組を実施する際の、スマート林業技術等を扱う専門人材の育成のために行う取組への支援。	林野庁長官が別に定める者
3 共同利用タイプ		生産性や安全性の向上を図るためのスマート林業技術等の導入と導入技術の普及に向けた取組への支援。	林野庁長官が別に定める者
Ⅳ 水産業のスマート化推進支援事業			水産庁長官が別に定める公募要領に基づき事業に応募した者から選定された者
1 水産業支援サービス導入タイプ	(1) 水産業支援サービス導入タイプ (2) 技術カスタマイズ支援タイプ	水産業支援サービスの提供を目的とした機械等の購入。 事業メニュー1(1)の取組を実施する際の機械等のカスタマイズ。	
2 一括発注タイプ	(1) 一括発注タイプ	機械等の一括発注により、機械等調達先との価格交渉を通じて、機械等の導入価格を低減させる取組。	

	(2) 技術カスタマイズ支援タイプ	事業メニュー2(1)の取組を実施する際の機械等のカスタマイズ。	
3	共同利用タイプ	複数の漁業者等による機械等の共同利用。	

別表2（第4、第7、第8、第13及び第14関係）

区 分	経 費	補 助 率	交 付 決 定 者	重 要 な 変 更	
				経費の配分の 変更	事業の内容の 変更
I スマート 農業の全国 展開に向け た導入支援 事業	1 農業支援サー ビス導入タイプ (1) 農業支援サ ービス導入タ イプ ①事業費 実施要領に 基づいて行 う事業に要 する経費	1 / 2 以内 (1 事 業者当たり 1,000 万円を上限額とす る)、2 / 3 以内 (1 事業者当たり 1,500 万円を上限 額とする) なお、それぞれの 交付率に該当する 取組は、実施要領 別表の定めるところ によるものとする。	地方農政局長 (北海道にあ っては北海道 農政事務所長、 沖縄県にあっ ては内閣府沖 縄総合事務局 長)	1 経費ごと の相互間 における経費 の増減	1 補助事業 者の名称の 変更 2 事業の中 止又は廃止 3 成果目標 の変更 4 補助事業 費の増額又 は3割を超 える減額
	(2) 技術カスタ マイズ支援タ イプ ①事業費 実施要領に 基づいて行 う事業に要 する経費	定額(1(3)①と 合わせて、1(1) ①に対する補助額 を上限額とする)			
	(3) 専門人材育 成等支援タイ プ ①事業費 実施要領に 基づいて行 う事業に要 する経費	定額(1(2)①と 合わせて、1(1) ①に対する補助額 を上限額とする)			
	2 一括発注タイ プ (1) 一括発注タ イプ ①事業費 実施要領に 基づいて行 う事業に要	1 / 2 以内 (1 農 業者等当たり 1,000 万円を上限 額とする)、2 / 3			

	<p>する経費</p> <p>②附帯事務費 都道府県が①の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p> <p>(2) 技術カスタマイズ支援タイプ</p> <p>①事業費 実施要領に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>②附帯事務費 都道府県が①の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p> <p>3 共同利用タイプ</p> <p>①事業費 実施要領に</p>	<p>以内（1 農業者等当たり 1,500 万円を上限額とする） なお、それぞれの交付率に該当する取組は、実施要領別表の定めるところによるものとする。</p> <p>定額（①の経費に対する交付決定額の 10%を上限額とする）</p> <p>定額（2（1）①に対する 1 農業者等当たり補助額の最大額を上限額とする）</p> <p>定額（①の経費に対する交付決定額の 10%を上限額とする）</p> <p>1 / 2 以内(100 万円を上限額とす</p>			
--	---	---	--	--	--

	<p>基づいて行う事業に要する経費</p> <p>②附帯事務費 都道府県が①の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p>	<p>る)</p> <p>定額 (①の経費に対する交付決定額の10%を上限額とする)</p>			
<p>II スマート畜産業の全国展開に向けた導入支援事業</p>	<p>1 畜産支援サービス導入タイプ (1) 畜産支援サービス導入タイプ</p> <p>①事業費 実施要領に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>②附帯事務費 都道府県又は民間団体等が①の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p>	<p>1 / 2 以内 (1 事業者当たり 1,000 万円を上限額とする)、2 / 3 以内 (1 事業者当たり 1,500 万円を上限額とする)</p> <p>なお、それぞれの交付率に該当する取組は、実施要領別表の定めるところによるものとする。</p> <p>定額 (①の経費に対する交付決定額の10%を上限額とする)</p>	<p>地方農政局長 (北海道においては北海道農政事務所長、沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長)</p>	<p>1 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減</p>	<p>1 補助事業者の名称の変更</p> <p>2 事業の中止又は廃止</p> <p>3 成果目標の変更</p> <p>4 補助事業費の増額又は3割を超える減額</p>

	<p>費</p> <p>(2) オペレーター 一等支援</p> <p>①事業費 実施要領に 基づいて行 う事業に要 する経費</p> <p>②附帯事務費 都道府県又は 民間団体等が ①の経費に係 る事業の実施 に関し、事業 実施計画の承 認及び事業の 推進に必要な 事務並びに指 導監督及び調 査検討を行う のに要する経 費</p> <p>2 一括発注タイ プ</p> <p>①事業費 実施要領に 基づいて行 う事業に要 する経費</p> <p>②附帯事務費 都道府県又は 民間団体等が ①の経費に係 る事業の実施 に関し、事業 実施計画の承 認及び事業の 推進に必要な 事務並びに指</p>	<p>定額(1(1)①に 対する補助額を上 限額とする)</p> <p>定額(①の経費に 対する交付決定額 の10%を上限額と する)</p> <p>1/2以内(1,000 万円を上限額とす る)、2/3以内 (1,500万円を上 限額とする)</p> <p>なお、それぞれの 交付率に該当する 取組は、実施要領 別表の定めるところ によるものとする。</p> <p>定額(①の経費に 対する交付決定額 の10%を上限額と する)</p>			
--	--	---	--	--	--

	<p>導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p> <p>3 共同利用タイプ</p> <p>①事業費 実施要領に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>②附帯事務費 都道府県又は民間団体等が①の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p>	<p>1 / 2 以内(100 万円を上限額とする)</p> <p>定額 (①の経費に対する交付決定額の 10%を上限額とする)</p>			
<p>Ⅲ スマート林業の全国展開に向けた導入支援事業</p>	<p>1 林業支援サービス導入タイプ (1) 林業支援サービス導入タイプ</p> <p>①事業費 実施要領に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>②附帯事務費 都道府県が①の経費に係る事業の実施に</p>	<p>1 / 2 以内 (1,000 万円を上限額とする)、2 / 3 以内 (1,500 万円を上限額とする)</p> <p>なお、それぞれの交付率に該当する取組は、実施要領別表の定めるところによるものとする。</p> <p>定額 (①の経費に対する交付決定額の 10%を上限額とする)</p>	<p>農林水産大臣 (沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長)</p>	<p>1 経費の欄に掲げる①の経費から②の経費への増</p> <p>2 経費の欄に掲げる 1 から 3 までの経費の相互間における経費の 30%を超える増減</p>	<p>1 補助事業者の名称の変更</p> <p>2 事業の中止又は廃止</p> <p>3 成果目標の変更</p> <p>4 補助事業費の増額又は 3 割を超える減額</p>

	<p>関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p> <p>(2) オペレーター支援</p> <p>①事業費 実施要領に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>②附帯事務費 都道府県が①の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p> <p>2 一括発注タイプ</p> <p>(1) 一括発注タイプ</p> <p>①事業費 実施要領に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>②附帯事務費</p>	<p>定額(100万円を上限とする)</p> <p>定額(①の経費に対する交付決定額の10%を上限額とする)</p> <p>1/2以内(1,000万円を上限額とする)、2/3以内(1,500万円を上限額とする)</p> <p>なお、それぞれの交付率に該当する取組は、実施要領別表の定めるところによるものとする。</p> <p>定額(①の経費に</p>			
--	--	---	--	--	--

	<p>都道府県が ①の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p> <p>(2) オペレーター支援</p> <p>①事業費 実施要領に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>②附帯事務費 都道府県が①の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p> <p>3 共同利用タイプ</p> <p>①事業費 実施要領に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>②附帯事務費 都道府県が①の経費に係る事業の</p>	<p>対する交付決定額の10%を上限とする)</p> <p>定額(100万円を上限とする)</p> <p>定額 (①の経費に対する交付決定額の10%を上限とする)</p> <p>1 / 2以内(100万円を上限とする)</p> <p>定額 (①の経費に対する交付決定額の10%を上限とする)</p>			
--	--	---	--	--	--

	実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費				
IV 水産業のスマート化推進支援事業	<p>1 水産業支援サービス導入タイプ</p> <p>(1) 水産業支援サービス導入タイプ</p> <p>①事業費 実施要領に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>(2) 技術カスタマイズ支援タイプ</p> <p>①事業費 実施要領に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>2 一括発注タイプ</p> <p>(1) 一括発注タイプ</p> <p>①事業費 実施要領に基づいて行う事業に要する経費</p>	<p>1 / 2 以内 (1,000 万円を上限額とする)、2 / 3 以内 (1,500 万円を上限額とする)</p> <p>なお、それぞれの交付率に該当する取組は、実施要領別表の定めるところによるものとする。</p> <p>定額 (カスタマイズのベースとなる機械に対する補助額を上限額とする)</p> <p>1 / 2 以内 (1,000 万円を上限額とする)、2 / 3 以内 (1,500 万円を上限額とする)</p> <p>なお、それぞれの交付率に該当する</p>	農林水産大臣	<p>1 経費の欄に掲げる 1 から 3 までの経費と 4 の経費の相互間における経費の増減</p> <p>2 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減</p>	<p>1 補助事業者の名称の変更</p> <p>2 事業の中止又は廃止</p> <p>3 成果目標の変更</p> <p>4 補助事業費の増額又は 3 割を超える減額</p>

		取組は、実施要領別表の定めるところによるものとする。			
	(2) 技術カスタマイズ支援タイプ				
	①事業費	定額（カスタマイズのベースとなる機械に対する補助額を上限額とする）			
	実施要領に基づいて行う事業に要する経費				
	3 共同利用タイプ				
	①事業費	1 / 2 以内(100万円を上限額とする)			
	実施要領に基づいて行う事業に要する経費				
	4 附帯事務費				
	①附帯事務費	定額（1①から3①までの経費の合計の10%を上限額とする。）			
	1 から 3 までの経費に係る事業の実施に関し、補助対象機械等の選定、事業実施計画の承認、事業の推進に必要な事務、指導監督及び調査検討等を行うのに要する経費				

別記様式第1号（第8関係）

令和○年度スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金
（○○事業）交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和○年度において、事業実施計画のとおり事業を実施したいので、スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金交付等要綱（令和3年12月21日付け3農産第1876号。以下「要綱」という。）第8の規定に基づき、○○○円の交付を申請する。

- （注）
- 1 事業名については、要綱第3に掲げる事業のうち該当する事業名を記載すること。
 - 2 都道府県知事からの申請にあつては、所在地、代表名及び代表者氏名を都道府県名及び都道府県知事名とすること。
 - 3 事業実施計画を添付すること。また、都道府県知事からの申請にあつては、事業実施計画に加え、都道府県の補助金交付規定又は要綱を添付すること。

別記様式第2号（第12関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。ただし、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

別記様式第3号（第13関係）

令和〇年度スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金
 (〇〇事業) 変更等承認申請書

番 号
 年 月 日

交付決定者 殿

所在地
 団体名
 代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金交付等要綱（令和3年12月21日付け3農産第1876号。以下「要綱」という。）第13の規定に基づき申請する。

記

- 1 〇〇（注1）の理由
- 2 経費の配分及び負担区分

(変更前)

区 分	補助事業に 要する経費 (A+B) 円	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
〇〇〇〇				
〇〇〇〇				
〇〇〇〇				
合 計				

(変更後)

	補助事業に	負 担 区 分	

区 分	要する経費 (A+B)	国庫補助金 (A)	その他 (B)	備 考
	円	円	円	
〇〇〇〇				
〇〇〇〇				
〇〇〇〇				
合 計				

(注) 1 「区分」の欄には、要綱別表2に定める経費を記載すること。

2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

免税事業者

簡易課税制度の適用を受ける者

地方公共団体の一般会計

地方公共団体の特別会計、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

3 事業の完了予定年月日（注2） 令和〇年〇〇月〇〇日

(注) 1 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

2 廃止の場合は空欄とすること。

3 事業名については、要綱第3に掲げる事業のうち該当する事業名を記載すること。

4 添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること（申請時以降変更のない場合は省略できる）。

別記様式第4号（第15関係）

令和〇年度スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金
（〇〇事業）遅延届出書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業の遅延について、スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金交付等要綱（令和3年12月21日付け3農産第1876号。以下「要綱」という。）第15の規定に基づき以下のとおり報告します。

記

1. 事業担当者名 [代表]（所属部局・職名）
2. 補助事業の内容及び進捗状況
3. 遅延理由
4. 遅延に対して講じた措置
5. その他

（注）事業名については、要綱第3に掲げる事業のうち該当する事業名を記載すること。

別記様式第5号（第16関係）

令和〇年度スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金
 (〇〇事業) 概算払請求書

番 号
 年 月 日

交付決定者 殿
 官署支出官〇〇 殿

所在地
 団体名
 代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった事業について、スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金交付等要綱（令和3年12月21日付け3農産第1876号。以下「要綱」という。）第16第1項の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記のとおり金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、令和〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。（注1）

記

区 分 (注2)	補助事業 に要する 経費	国庫補 助金	既受領額 (B)		遂行状況 〇月〇日 現在の出 来高	今回請求額 (C)		残高 (A) - ((B)+(C))		事業完 了予定 年月日	備 考
			金額	出来高		金額	〇月〇日 現在の出 来高	金額	〇月〇 日まで の出来 高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 下線部は、要綱第17第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
- 2 「区分」の欄には、要綱別表2に定める経費を記載すること。
- 3 事業名については、要綱第3に掲げる事業のうち該当する事業名を記載すること。
- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複

する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称
その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第6号（第17関係）

令和〇年度スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金
（〇〇事業）事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金交付等要綱（令和3年12月21日付け3農産第1876号。以下「要綱」という。）第17第1項の規定に基づき、以下のとおり報告する。

記

区 分 (注1)	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		令和〇年〇月〇日 までに完了したもの		令和〇年〇月〇日 以降に実施するもの		
		事業費 (注2)	出来高比率	事業費 (注2)	事業完了 予定年月日	
〇〇〇	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、要綱別表2に定める経費を記載すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
3 事業名については、要綱第3に掲げる事業のうち該当する事業名を記載すること。
4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第7号（第18第1項関係）

令和〇年度スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金
（〇〇事業）実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金交付等要綱（令和3年12月21日付け3農産第1876号。以下「要綱」という。）第18第1項の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額としてスマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金（〇〇事業）〇〇〇円の交付を請求する。）

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に 要した経費 (A+B) 円	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇				
合 計				

(注)

- 1 「区分」の欄には、要綱別表2に定める経費を記載すること。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。

- 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了年月日 令和〇年〇月〇日

5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金 2 その他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

6 添付資料

- (注) 1 事業名については、要綱第3に掲げる事業のうち該当する事業名を記載すること。
 2 なお、間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、記の5(2)の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
 3 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付すること(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる)。

別記様式第8号（第18第2項関係）

令和〇年度スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金
（〇〇事業）年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金交付等要綱（令和3年12月21日付け3農産第1876号。以下「要綱」という。）第18第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業 に要する 経費（A）	国庫補助 金	（A）のう ち年度内 支出済額	概算払受 入済額	（A）のう ち未支出 額	翌年度繰 越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第9号（第18第4項関係）

令和○年度スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金
（○○事業）の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定通知のあった補助金について、スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金交付等要綱（令和3年12月21日付け3農産第1876号。以下「要綱」という。）第18第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 （令和○年○月○日付け○○第○○号による額の確定通知額）	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注） 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- （1）消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- （2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- （3）3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合には、その内訳を確認することができる資料も併せて提出すること）。
- （4）補助事業者が消費税法（昭和63年法律第108号。以下同じ。）第60条第4項に定める

法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合については、申告予定時期も記載
すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 1 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。なお、補助事業者が法人格を有し
ない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合には、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業主の
場合には所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算
書 等、売上高を確認することができる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確
定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印があるもの）
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する
特定収入の割合を確認できる資料

- 2 事業名については、要綱第 3 に掲げる事業のうち該当する事業名を記載すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複
する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称
その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第 10 号（第 24 関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

地区名		地区	事業実施年度			令和 年度		農林水産省所管補助金名									
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種 目	事業主 体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業 費	負担区分				耐用 年数	処分制 限年月 日	承認 年月日		処分の 内容
									国庫補 助金	都道府 県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 11 号（第 25 関係）

令和〇〇年度

農林水産省所管

スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金（〇〇事業）調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考	
補助事業名	交付決定の額	補助率	歳 入			歳 出								
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額		
	円			円	円		円	円	円	円	円	円		
〇〇事業														
〇〇費														
〇〇費														
その他														

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。
- 事業名については、第 3 に掲げる事業のうち該当する事業名を記載すること。